

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2011-240531(P2011-240531A)

【公開日】平成23年12月1日(2011.12.1)

【年通号数】公開・登録公報2011-048

【出願番号】特願2010-112561(P2010-112561)

【国際特許分類】

B 4 1 J 29/00 (2006.01)

G 0 6 K 17/00 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 29/00 A

G 0 6 K 17/00 F

G 0 6 K 17/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月6日(2013.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線LANカードと、アンテナを備え、かつICカード認証を行うICカード認証ユニットと、を機器本体備える機器において、前記無線LANカードの装着位置と、前記ICカード認証ユニットとを、前記機器本体の筐体の対角線上若しくは対角線の極近くに設ける、ことを特徴とする機器。

【請求項2】

請求項1の機器において、前記無線LANカードの装着位置と、前記ICカード認証ユニットとを、それぞれ前記機器本体の上面側の部位に設けたことを特徴とする機器。

【請求項3】

請求項1の機器において、前記無線LANカードの装着位置を前記機器本体の下部側に、前記ICカード認証ユニットを前記機器本体の上面側の部位に設けたことを特徴とする機器。

【請求項4】

請求項1から3のいずれかの機器において、前記機器本体の内部に、前記ICカード認証ユニットを内蔵するスペースが形成されていることを特徴とする機器。

【請求項5】

請求項1から3のいずれかの機器において、前記ICカード認証ユニットを、前記機器本体の上面に設けたことを特徴とする機器。

【請求項6】

請求項1から5のいずれかの機器であることを特徴とする画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、無線 LAN カードと、アンテナを備え、かつ I C カード認証を行う I C カード認証ユニットと、を機器本体備える機器において、前記無線 LAN カードの装着位置と、前記 I C カード認証ユニットとを、前記機器本体の筐体の対角線上若しくは対角線の極近くに設ける、ことを特徴とする機器である。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また本発明の機器においては、前記無線 LAN カードの装着位置と、前記 I C カード認証ユニットとを、それぞれ前記機器本体の上面側の部位に設けたことを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また本発明の機器においては、前記無線 LAN カードの装着位置を前記機器本体の下部側に、前記 I C カード認証ユニットを前記機器本体の上面側の部位に設けたことを特徴とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また本発明の機器においては、前記機器本体の内部に、前記 I C カード認証ユニットを内蔵するスペースが形成されていることを特徴とする。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また本発明の機器においては、前記 I C カード認証ユニットを、前記機器本体の上面に設けたことを特徴とする。